

暴力団等排除条項の追加に伴う普通預金規定等の改正について

当組合では、平成 22 年 4 月 1 日（木）より、普通預金規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項を追加し改正いたしましたので、お知らせ致します。

1. 改正内容

- (1) お取引を開始するに際して、「お客さまが暴力団等に該当すると判明した場合」または「お客さまが暴力的行為を行った場合」に取引の開設をお断りし、または解約できることを明記しました。
- (2) 「お客さまが暴力団等に該当すると判明した場合」または「お客さまが暴力的な行為を行った場合」に取引の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより解約できることを明記しました。

2. 改正した規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通預金規定集
- (3) 総合口座規定集
- (4) 貯蓄預金規定集
- (5) 納税準備預金規定集
- (6) 無利息型普通預金規定
- (7) 総合口座規定（無利息型普通預金）

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。